千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、産学官連携による新事業創出の促進を図り、本市産業の活性化及び地域経済の発展に寄与するため、千葉大亥鼻イノベーションプラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指すものに対し、当該施設の入居に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）千葉大亥鼻イノベーションプラザ　独立行政法人中小企業基盤整備機構が千葉市中央区亥鼻１丁目８番１５号に設置する施設をいう。

（２）研究シーズ　事業の創出に発展する可能性のある研究成果をいう。

（３）事務所等　企業の事務所、事業所又は生産拠点のことをいう。この場合において、千葉大亥鼻イノベーションプラザ（以下「施設」という。）を所在地とする法人等設立（設置）届出書又は法人等の異動（変更）届出書を市に提出しているものを含むものとする。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請時において、施設に入居しようとするもので、大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）の研究シーズを活用し、又は大学等と連携し、起業若しくは新たに事業を展開しようとするもののうち、千葉市内に事務所等を有するもの又は施設を退去した後に千葉市内に事務所等を新たに設置して事業を行おうとするものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

（１）中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成１４年法律第１４７号）に定める中小企業者でないもの

（２）施設に入居後５年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人

（３）市税（延滞金を含む）を滞納しているもの

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が関係法令及び施設の賃貸借契約を遵守し、施設内で行う研究開発その他この要綱の趣旨に適合する事業のことをいう。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が賃借したインキュベート室（以下「居室」という。）の賃借料及び共益費とし、当該居室に係る敷金並びに消費税及び地方消費税は含まないものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費から国、地方公共団体その他これらに類するものから受けた補助対象経費に対する補助金その他の給付（以下「国等からの給付」という。）の額を控除した額の２分の１と、居室の床面積に当該居室を利用する期間の月数を乗じて得た値に、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とを比較していずれか低い方の額とする。この場合において、１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（１）市内に事務所等を有する法人（次号に該当するものを除く。）　７５０円

（２）前号に該当するもので、施設を退去した後も引き続き市内に事務所等を置いて事業を行おうとするもの　１，５００円

（３）市内に事務所等を有しない法人で、施設を退去した後に市内に事務所等を置いて事業を行おうとするもの　７５０円

（４）施設に入居後５年以内に施設での研究開発の成果に基づく事業に係る法人を設立する計画を有する個人であって、施設を退去した後に市内に事務所等を置いて事業を行おうとするもの　１，５００円

２　月の途中において居室の使用を開始し、又は終了した場合における当該月に係る補助金の額は、１月を３０日として日割によって計算した額とする。

３　前２項の規定により算出した額が、１年度につき３００万円を超える場合における当該年度の補助金の額は、３００万円とする。

（補助期間）

第７条　補助金の交付の対象となる期間（以下「補助期間」という。）は、居室の賃貸借契約における施設の入居開始の日から起算して５年以内とする。ただし、補助事業者が千葉市ビジネス支援センタービジネスインキュベート室及び店舗型ビジネスインキュベート室（以下「センターのインキュベート室」という。）を使用していた場合には、当該センターのインキュベート室を使用していた期間（ビジネスインキュベート室を分割して使用していた期間は除く。）を補助期間から差し引くものとする。

２　補助期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、補助事業者が居室の使用を開始した日からそれぞれ当該各号に定める日までの期間を補助期間に通算するものとする。

（１）居室の変更が認められた場合　居室を変更した日の前日

（２）補助事業者が法人の設立その他組織の変更を行った場合　当該変更を行った日の前日

（申請）

第８条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）補助金申請内訳書

（２）施設の賃貸借契約書の写し

（３）事業計画書（施設退去後の市内での事務所等設置計画を含む。）

（４）事務所等の所在地のわかるもの

（５）千葉市税情報閲覧同意書（ただし、市外企業が施設に入居し、初めて申請を行う場合においては、本社所在地において課税されているすべての納税証明書も併せて添付すること）

（６）国等からの給付に係る決定を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容のわかるもの

（７）法人の場合にあっては、次に掲げるもの

ア　定款

イ　商業登記規則（昭和３９年法務省令第２３号）第３０条第１項第２号に規定する履歴事項証明書であって、履歴事項の全部が記載されているもの（その発行の日から３月以内のものに限る。）

ウ　直近の事業年度の決算報告書

（８）個人の場合にあっては、次に掲げるもの

ア　住民票の写し又は外国人登録事項証明書

イ　施設に入居後５年以内に当該入居時の研究開発の成果に基づく事業に係る法人を設立する計画のわかるもの

（９）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第９条　規則第５条第１項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容、経費の配分等の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）第６条第１項第２号から第４号までに該当するものについては、前条第３号の事業計画書に記載する事務所等設置計画に係る期間内に市内に補助事業を継続して行う事務所等を設置すること。ただし、施設退去後の移転先として、コワーキングスペース等の補助事業者固有の事務スペースがない又は補助事業を継続して行う場所でない場合は、原則として事務所等と認めない。

（４）第６条第１項第２号から第４号までに該当するものは、施設を退去した日の翌日から起算して補助金交付期間以上、施設退去後も引き続き市内において、事務所等を設置すること。

（５）その他市長が必要と認める条件

（交付決定通知）

第１０条　規則第６条の規定による通知は、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（変更等承認申請）

第１１条　第９条第１号又は第２号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）補助金申請内訳書（様式第１号別紙）

（２）事業計画書（施設退去後の市内での事務所等設置計画を含む。）

（３）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第１２条　規則第１２条の規定により報告をしようとするときは、補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日までに、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金実績報告書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）千葉大亥鼻イノベーションプラザ入居実績書

（２）領収書その他の賃借料の支払が確認できる書類の写し

（３）国等からの給付を受けた場合は、その内容がわかるもの

（４）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第１３条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金額確定通知書（様式第５号）によるものとする。

（交付の請求）

第１４条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付請求書（様式第６号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付決定通知書の写し

（２）千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金額確定通知書の写し

（決定の取消通知）

第１５条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付決定取消通知書（様式第７号）によるものとする。

（返還命令）

第１６条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金返還命令書（様式第８号）によるものとする。

　（退去後の移転報告）

第１７条　補助事業者は、施設を退去した場合、退去した日の属する月の翌月末日までに、次の各号に掲げるいずれかの書類を市長に提出しなければならない。

（１）商業登記規則第３０条第１項第２号に規定する履歴事項証明書であって、履歴事項の全部が記載されているもの（その発行の日から３月以内のものに限る。）

（２）所轄官庁に提出した法人等設立（設置）届出書又は法人等の異動（変更）届出書の写し

（退去後の状況報告）

第１８条　補助事業者は、施設を退去した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間、毎年４月３０日までに、過去１年間の当該補助事業の状況及び事務所等の設置状況について、千葉市大学連携型起業家育成施設退去者事業状況及び事務所等設置状況報告書（様式第９号）により市長に報告しなければならない。ただし、施設を退去し、市外に移転した補助事業者にあっては、退去した日の属する月の翌月末までに補助事業の状況及び事務所等の設置状況について、千葉市大学連携型起業家育成施設退去者事業化状況及び事務所等設置状況報告書（様式第９号）により市長に報告しなければならない。

２　施設退去日の翌日から起算して補助金交付期間以上を経過するまでに事務所等を移転した場合は、移転した日の属する月の翌月末日までに、次の各号に掲げるいずれかの書類を市長に提出しなければならない。

（１）商業登記規則第３０条第１項第２号に規定する履歴事項証明書であって、履歴事項の全部が記載されているもの（その発行の日から３月以内のものに限る。）

（２）所轄官庁に提出した法人等設立（設置）届出書又は法人等の異動（変更）届出書の写し

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付要綱第７条ただし書きの規定は、平成２５年４月１日以後に独立行政法人中小企業基盤整備機構とインキュベート室の賃貸借契約を締結した補助事業者について適用し、平成２５年３月３１日以前に当該契約を締結した補助事業者については、なお従前の例による。

附　則

　この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助

金交付要綱第９条第１項第３号ただし書き、同条同項第４号及び第１７条

は、令和３年４月１日時点で施設退去済みの補助事業者には適用しない。

附　則

　この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号

　　年　　月　　日

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付申請書

　（あて先）千葉市長

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の

方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　居室　　　　　　　　　部屋番号

面　　積　　　　　　　　㎡

２　補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　円

３　補助対象期間　　　　　　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　添付書類

（１）補助金申請内訳書（別紙）

（２）施設の賃貸借契約書の写し

（３）事業計画書（施設退去後の市内での事務所等設置計画を含む。）

（４）事務所等の所在地のわかるもの

（５）千葉市税情報閲覧同意書（ただし、市外企業が施設に入居し初めて申請を行う場合においては、本社所在地において課税されているすべての納税証明書も併せて添付すること）

（６）国、地方公共団体その他これらに類するものから補助対象経費に対する補助金の交付その他の給付に係る決定を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容のわかるもの

（７）法人の場合にあっては、次に掲げるもの

ア　定款

イ　商業登記規則第３０条第１項第２号に規定する履歴事項証明書であって、履歴

事項の全部が記載されているもの（その発行の日から３月以内のものに限る。）

ウ　直近の事業年度の決算報告書

（８）個人の場合にあっては、次に掲げるもの

ア　住民票又は外国人登録事項証明書

イ　施設に入居後５年以内に当該入居時の研究開発の成果に基づいて事業化に係

る法人を設立する計画のわかるもの

（９）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第１号（別紙）

補助金申請内訳書

１　申請者の名称・代表者氏名

２　適用される補助金の額

□　居室の床面積１平方メートルにつき750円を乗じて得た額（月額）

□第６条第１項第１号に該当

（市内に事務所等があることを確認できる書類（法人等設置（設立）届出書の写し、法人等の異動(変更)届出書の写しなど）を添付すること。）

□第６条第１項第３号に該当

（事業計画書において、施設退去後の市内での事務所等設置計画を明らかにすること。この場合、千葉大亥鼻イノベーションプラザに設置するものを除く。）

□　居室の床面積１平方メートルにつき1,500円を乗じて得た額（月額）

□第６条第１項第２号及び第４号に該当

（事業計画書において、施設退去後の市内での事務所等設置計画を明らかにすること。この場合、千葉大亥鼻イノベーションプラザに設置するものを除く。また、個人の場合は、同事業計画書において法人を設置する計画を明らかにすること。）

３　本市以外の賃借料に係る補助金の利用状況

（１）補助金の名称

（２）交付機関

（３）交付期間

（４）交付金額（総額及び月額）

４ 金額の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 月 | 居室 | 床面積 | 賃借料（税抜） | 他の補助金 | 補助対象経費(②-③) | 補助単価 | 交付申請額(①×⑤又は④/2) |
|  |  | （㎡） | （円） | （円） | （円） | （円／月・㎡） | （円） |
| ４月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 10月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 11月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 12月 |  |  |  |  |  |  |  |
| １月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |  |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

注１　他の補助金の欄には、本補助金と同様の趣旨の補助金がある場合のみ、その交付額を記載すること。

注２　交付申請額の欄には、床面積に補助単価を乗じた額と賃料から他の補助金を減じた額の２分の１の額とを比較し、低い方の額を記載すること。

注３　交付申請額が３００万円を超える場合は、当該年度の交付申請額は３００万円とすること。

様式第２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市指令　　第　　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金について次のとおり交付を決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により、下記のとおり通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　印

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　条件

（１）補助事業の内容、経費の配分等の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）第６条第１項第２号から第４号までに該当するものについては、第８条第３号の事業計画書に記載する事務所等設置計画に係る期間内に市内に補助事業の成果を活用した事業に係る事務所等を設置すること。ただし、施設退去後の移転先として、コワーキングスペース等の補助事業者固有の事務スペースがない又は補助事業の成果を活用した事業を行う場所でない場合は、原則として事務所等と認めない。

（４）第６条第１項第２号から第４号までに該当するものは、施設を退去した日の翌日から起算して補助金交付期間以上、施設退去後も引き続き市内において、事務所等を設置すること。

（５）その他市長が必要と認める条件

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

　　年　　月　　日

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助事業

変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の

方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により補助金の交付決定のあった千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されますよう千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の内容　変更前

変更後

２　変更（中止・廃止）の理由

３　変更（中止・廃止）予定年月日

４　その他

５　添付書類

（１）補助金申請内訳書（様式第１号別紙）

（２）事業計画書（施設退去後の市内での事務所等設置計画を含む。）

（３）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第４号

　　年　　月　　日

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金実績報告書

　（あて先）千葉市長

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の

方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった補助事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により報告します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付申請対象期間　　　　　　　年　　月　　日から

　　年　　月　　日まで

３　添付書類

（１）千葉大亥鼻イノベーションプラザ入居実績書（別紙）

（領収書等賃借料支払いが確認できる書類の写しを添付すること）

（２）本補助金と同様の趣旨の補助金が交付される場合は、その内容がわかるも

　　の

（３）前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第４号(別紙)

千葉大亥鼻イノベーションプラザ入居実績書

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者名 |  |
| 利用居室 |  |
| 居室面積 |  |
| 連携大学等 | 大学名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教授等氏名 |
| 補助事業の内容 |  |
| 進捗状況 |  |
| 課　題 |  |
| 今後の方針 |  |
| 賃借料支払実績□ 750㎡/円・月□1,500㎡/円・月 | 入居月 | 賃借料(円) | 支払い年月日 | 備　考 |
| ４月 |  | 年　　月　　日 |  |
| ５月 |  | 年　　月　　日 |  |
| ６月 |  | 年　　月　　日 |  |
| ７月 |  | 年　　月　　日 |  |
| ８月 |  | 年　　月　　日 |  |
| ９月 |  | 年　　月　　日 |  |
| 10月 |  | 年　　月　　日 |  |
| 11月 |  | 年　　月　　日 |  |
| 12月 |  | 年　　月　　日 |  |
| １月 |  | 年　　月　　日 |  |
| ２月 |  | 年　　月　　日 |  |
| ３月 |  | 年　　月　　日 |  |
| 合計 |  |  |  |

※本補助金と同様の趣旨の補助金が交付される場合は、その額を備考欄に記載すること。

様式第５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市達　　第　　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金額確定通知書

　　年　　月　　日付け千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金実績報告書により　　　　年度の千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金額を下記のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　印

記

補助金確定額　　　　　　　　　　　　円

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

　　年　　月　　日

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付請求書

（あて先）千葉市長

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の

方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求額　　　　　　　　　　円

２　添付書類

（１）千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付決定通知書の写し

（２）千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金額確定通知書の写し

様式第７号

千葉市達　　第　　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付決定取消通知書

　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により通知した千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付決定の全額（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する項第６条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　印

記

１　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　円

２　取　消　額　　　　　　　　　　　　　　円

３　取消後の交付決定額　　　　　　　　　　円

４　取消の理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第８号

千葉市達　　第　　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第１８条第１項の規定により、次のとおり返還を命ずる。　　　　　　　　　　　　　第２項

　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　印

記

１　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　円

２　補助金の既交付額　　　　　　　　　　　円

３　補助金の交付確定額　　　　　　　　　　円

４　返還すべき金額　　　　　　　　　　　　円

５　返還期限　　　　　　　　　年　　月　　日

６　返還を命ずる理由

７　返還方法

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第９号

年　　月　　日

千葉市大学連携型起業家育成施設退去者

事業状況及び事務所等設置状況報告書

（あて先）千葉市長

住　　　所

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の

方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市大学連携型起業家育成施設退去後の事業の状況及び事務所等の設置状況について、以下のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設退去日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 事務所等設置日 | 年　　月　　日 |
| 事務所等の住所 |  |
| 事務所等の種類 | □　事務所、事業所（本社・支社）　　□　生産拠点□　その他（　　　　） |
| 補助事業の内容 |  |
| 事業の進捗状況 |  |
| 課　題 |  |
| 今後の方針 |  |

※本様式での記載が困難な場合は、別紙を用いること。